

◎新潟県告示第221号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成26年2月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 指定する形質変更時要届出区域
新発田市中曾根町三丁目588番3及び589番3
- 2 土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛又はその化合物、ふっ素又はその化合物
- 3 土壤の汚染状態が土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛又はその化合物